

住宅市街地整備計画書

1. 整備地区及び重点整備地区区域

(1) 整備地区

名称：北見市親交団地住宅地区

所在地：北海道北見市端野町二区430-1, 430-3, 431-2, 432-1, 471-13他

面積：4.4ha

(2) 重点整備地区

名称：北見市親交団地住宅地区

所在地：北海道北見市端野町二区430-1, 430-3, 431-2, 432-1他

面積：3.1ha

2. 整備地区の整備の基本方針

(1) 整備地区の概要

当地区は、昭和48年から昭和52年にかけて建設された93戸の団地で、地区周辺には北見市端野総合支所、端野町公民館、端野町図書館などの公共施設があり、近年開通した端野町7号線により、移転した端野中学校、端野小学校をはじめ北見商業高等学校や民間のショッピングセンターとのアクセスも容易な地区であると共に豊かな田園風景に恵まれている地域となっている。

本市の住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画においても建替団地に位置づけられており、良好な住宅・住環境づくりを目指し整備を図りたい。

(2) 整備地区の課題

【住宅】

- ・建物は概ね40年が経過したため、外壁・屋根などの劣化が目立ってきている。また、居住面積が狭く、浴室のユニットバスや3ヶ所給湯設備がないなど、現在の居住水準を満たしていない。

【道路】

- ・現在、団地敷地に接する市道には歩道の設置がなく、歩行者の安全確保が急務であり、市道自体も狭小なことから冬期間には除雪作業が困難な状況にある。

【緑地】

- ・敷地が狭小で余裕がなく植栽等が皆無である。

【コミュニティ】

- ・団地入居者の高齢化や子育て世帯の減少に伴い、世代バランスの平準化やコミュニティの活性化が課題となっており、建替後は現在の町内会を中心としバランスのとれたコミュニティの再構築を図る。

【その他】

- ・団地内は平坦な地形ではあるが、専用の駐車スペースや歩行者専用の通路などが確保されておらず、住戸へのアクセスや緊急自動車等の活動が困難なことなど、高齢者や障がい者にとって安全が確保されていない状況である。

(3) 整備地区の整備の方針

【住宅】

- ・老朽化した住宅の除却を行うと共に、多様な世代が居住することにより良好なコミュニティが形成されるよう、高齢者や障がい者のいる世帯、子育て世帯等様々な世帯構成に対応した住宅を供給する。そのため、ユニバーサルデザイン化を推進し、多様な住戸タイプを整備する。

【道路】

- ・団地敷地に接する市道には歩道が無く、歩行者にとって危険な状態であるため既存道路の整備を行う。また新たな敷地は端野町7号線道路とも接することから、現存する市道を延長して端野町7号線道路へアクセスさせることにより団地入居者及び周辺住民の利便性を向上させる。

【緑地】

- ・敷地内には植栽等が皆無であることから、新たに緑豊かな緑陰空間を形成すると共に、多目的に使えるオープンスペースを確保する。また児童遊園を再構築し四季の移り変わりを感じられる緑環境の創出に努める。更には共同菜園を新たに設置し、入居者が収穫の楽しみを分かち合える場を提供する。

【コミュニティ】

- ・地区内外の住民の交流促進を図るため、地域のコミュニティ活動拠点として集会所機能の充実を図る。

【その他】

- ・周辺の住宅地や田園空間との協調性を図り良質な景観の形成に努めるとともに、高齢者や障がい者などもアクセスしやすい地区整備を行なう。

3. 整備地区の土地利用に関する事項

住宅用地	約 3.97ha	(89.6%)	道	路	約 0.28ha	(6.3%)		
商業・業務用地	約 0.00ha	(0.0%)	教	育	施	設	約 0.00ha	(0.0%)
公園・緑地	約 0.18ha	(4.1%)	農	地	等	約 0.00ha	(0.0%)	
その他の	約 0.00ha	(0.0%)						

4. 住宅等の整備に関する事項

(1) 主要な街区における住宅等の整備に関する事項

団地名 (工区名)(面積)	事業手法	施行者	建設戸数	住宅建設の基本方針
親交団地 (3.1ha)	公営住宅整備事業等	北見市	(82戸) 6戸	老朽化した親交団地を建て替え、土地の有効利用を図り、良好な住宅供給とともに居住環境整備に努める
合計			88戸	82戸は令和2年度までに整備済み

(2) その他の街区における住宅等の整備に関する事項

5. 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

(1) 主要な施設の整備に関する事項

施設名	整備の内容			
	名称	種別等	事業量	備考
公共施設	児童遊園	児童遊園	団地内児童遊園	1,000㎡ 平成29年度整備済み
公益施設	名称	面積	備考	

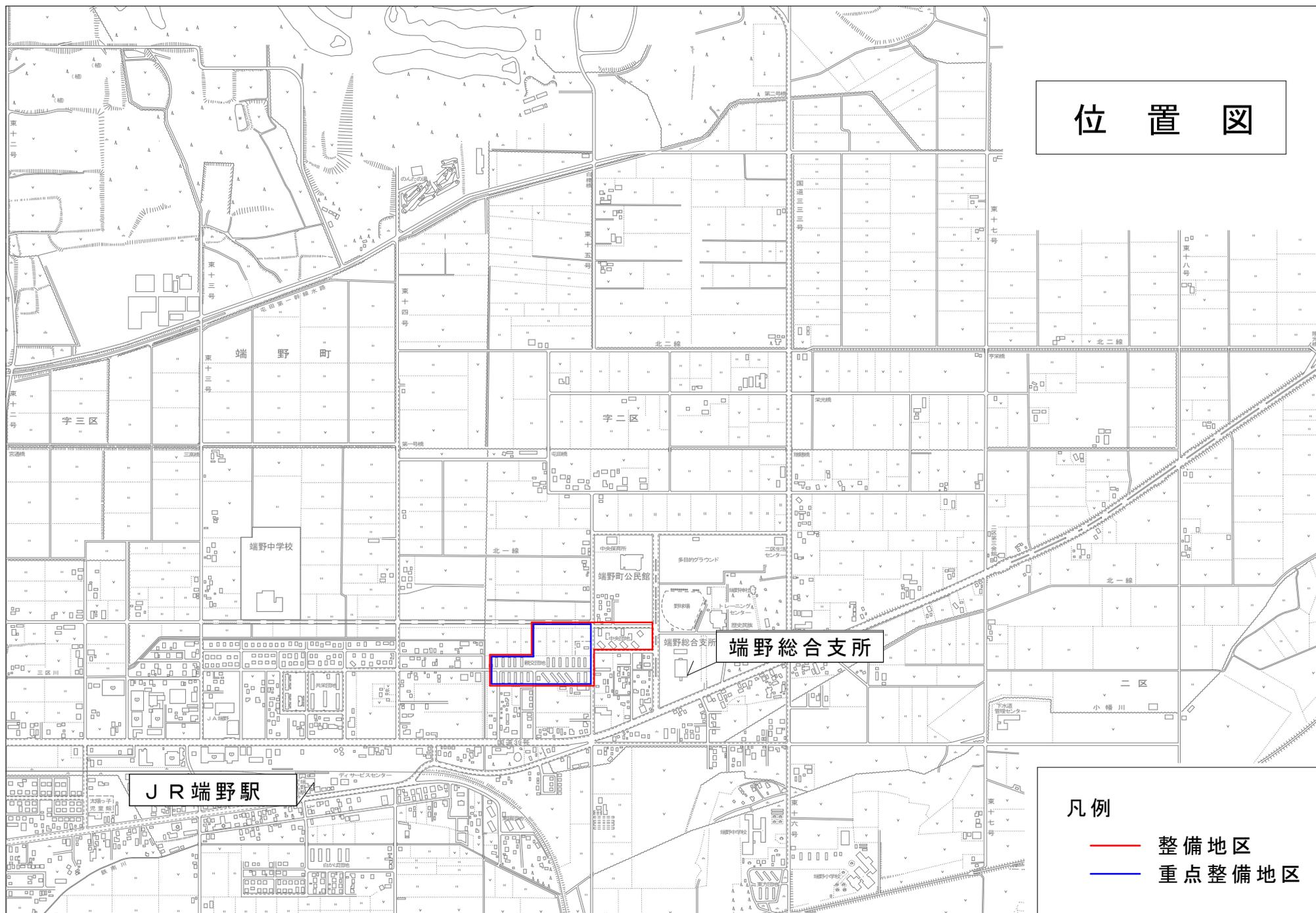
(2) その他の施設に関する事項

- ・ 集会所：敷地中央部のコミュニティ拠点ゾーンに配置し、住民のコミュニティの醸成を図るものとする。
- ・ 駐車場：市営住宅整備と一体的に団地内駐車場を整備することにより、住宅セーフティネットの充実等を実現する。
- ・ 移転助成：市営住宅の建替等に伴う移転費を助成することにより、市営住宅整備を推進する。

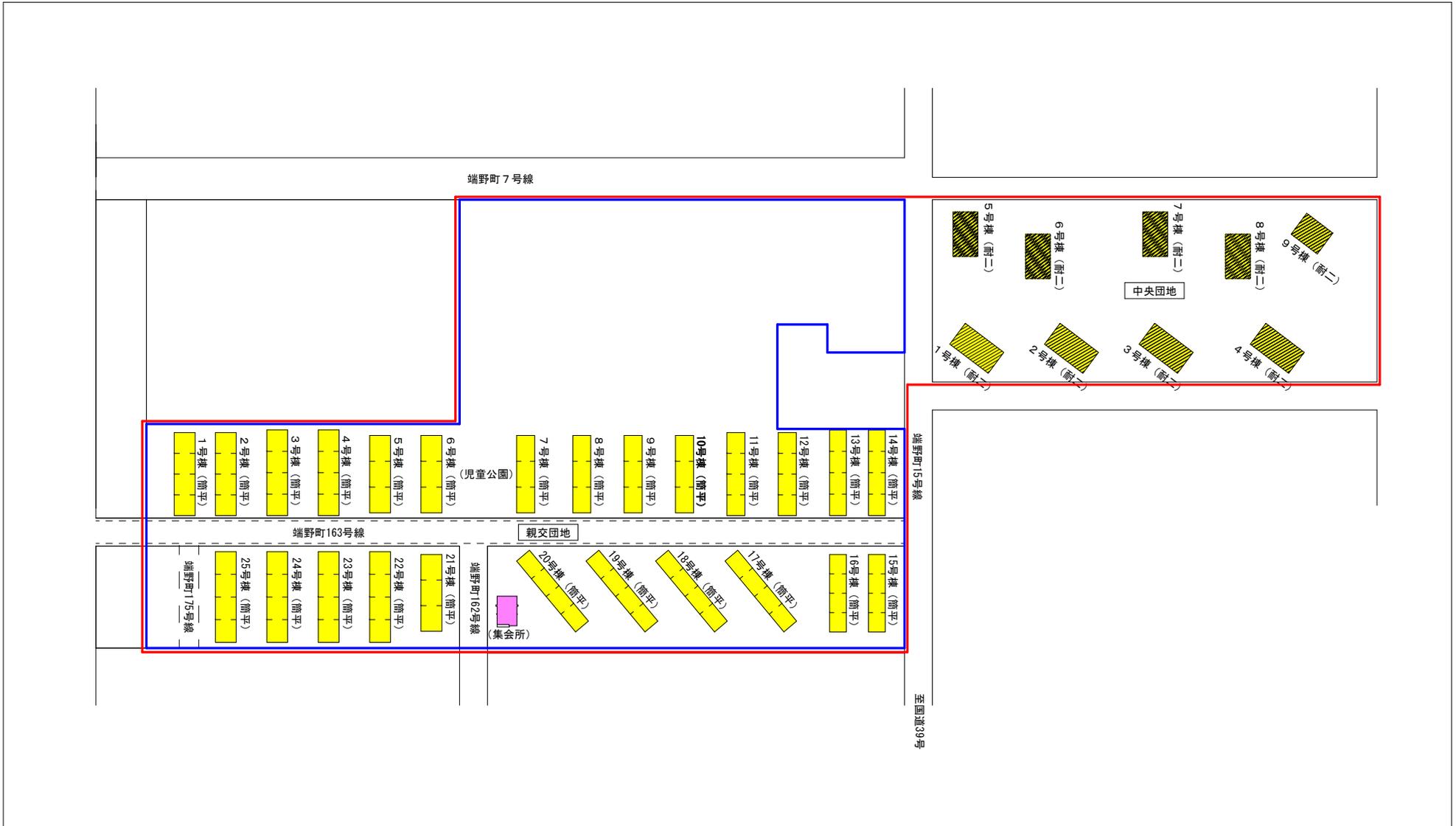
6. その他必要な事項

- ・ 施行年度 平成26年度～令和4年度

位置図

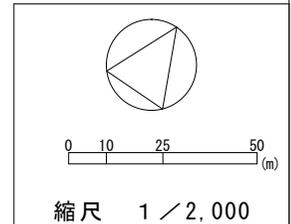


■ 区域図



凡例

	住宅		工業		その他
	併用住宅施設		運輸・倉庫		耐火建築物
	商業		文教		整備地区
	業務		官公庁		重点整備地区

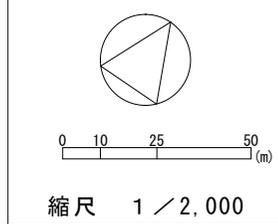


■ 区域図

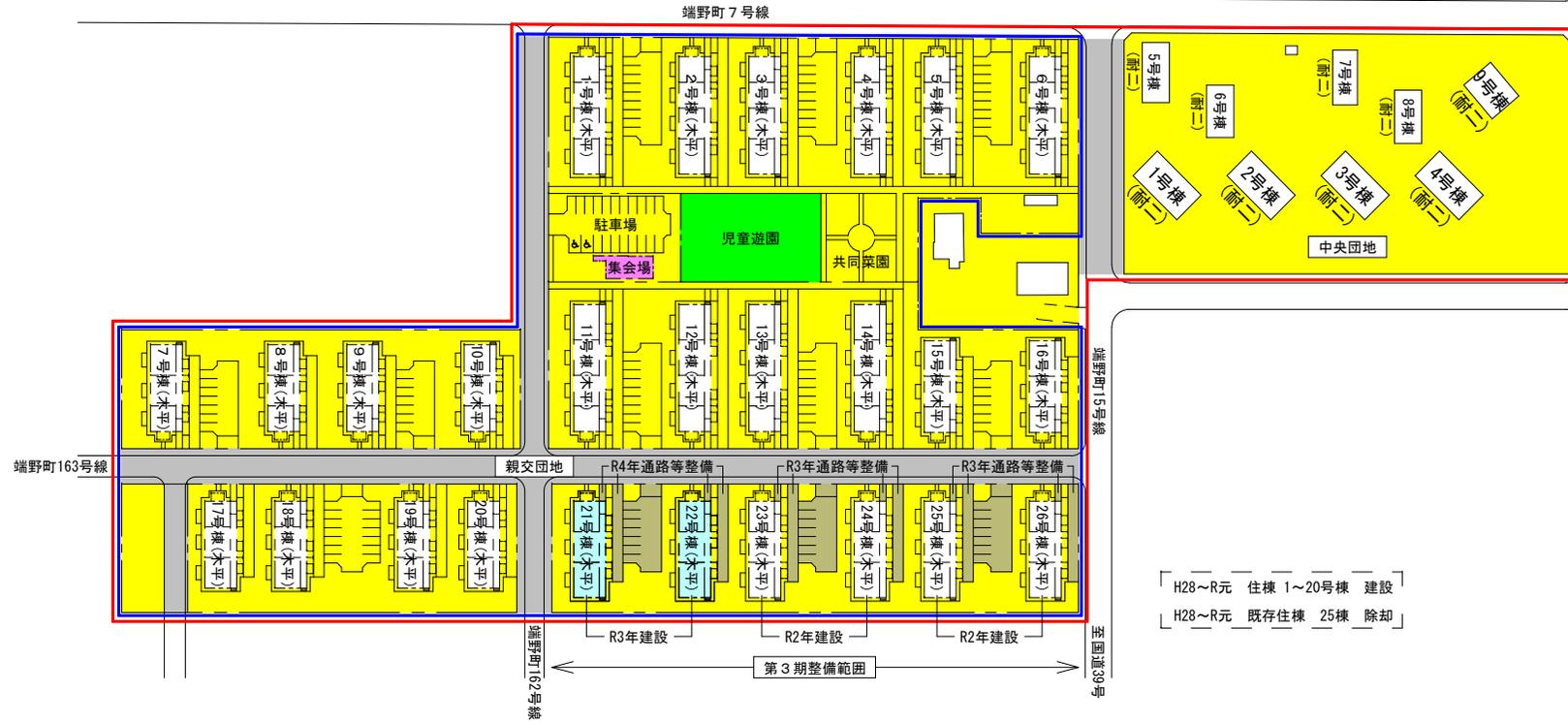


凡例

	住宅		工業		その他
	併用住宅施設		運輸・倉庫		耐火建築物
	商業		文教		整備地区
	業務		官公庁		重点整備地区

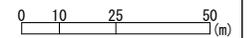
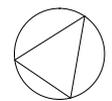


■ 整備地区計画図



凡例

	住宅用地		道路		整備地区
	商業業務用地		教育施設		重点整備地区及び拠点開発区域
	公園・緑地		官公署施設		
	その他		保育所・集会所整備予定地		



縮尺 1 / 2,000